

球磨村健康増進フィットネスジム フィットネスマシン等備品購入に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本村では、住民福祉に寄与するために、積極的な健康づくり・介護予防を支援する施設として、令和2年7月豪雨後の被災者のコミュニティーの拠点であったグラウンド仮設団地みんなの家（談話室）等を利用し、フィットネスジムを開設する予定である。

フィットネスジムに設置されるフィットネスマシン等について、利用者が安全、快適に使える機器の導入及び低価格かつ品質の確保を目的とし、最も適切と判断される備品購入受注候補者の選定にあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

(1) 業務範囲

フィットネスマシン等の備品購入、組み立て、設置（転倒予防策の施工を含む）、その他業務を実施するうえで、必要な関連業務。

(2) 内容・数量

別紙の「フィットネスマシン等備品購入に関する仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

(4) 設置場所

① 球磨村グラウンド仮設団地 みんなの家（談話室）

（熊本県球磨郡球磨村大字渡乙880番地1）

設置：主に有酸素運動系マシン、筋力トレーニング用マシン

② 球磨村高齢者生活福祉センター 2階 地域交流室（1）

（熊本県球磨郡球磨村大字一勝地乙1番地5）

設置：主にストレッチ用マシン

(5) 見積限度額 7,000,000円未満（消費税及び地方税を含む）

3 受注選定方法

企画提案の公募によるプロポーザル方式によって、優先交渉権者を決定する。
なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合は、次順位者と交渉する。

4 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

- (1) 既に他市町村で同様の備品納入実績があり、仕様書に基づきフィットネスマシン等

を納入できる能力がある事業者。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 提案書の提出期限日において、球磨村から指名停止を受けていないこと。
- (5) 球磨村暴力団排除条例(平成23年条例第11号)に基づく指名除外期間中にある者、また、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者の排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 募集方法

球磨村公式ホームページ上に提出様式を含む本実施要領、仕様書等を掲載することにより、本プロポーザルの参加希望者を募る。

6 全体スケジュール

- (1) 実施要領等公表 令和4年11月24日(木)
- (2) 現地説明会 令和4年11月29日(火)
- (3) 質疑受付 令和4年11月24日(木)～令和4年11月30日(水)
- (4) 質疑回答 令和4年12月2日(金)
- (6) 書類受付期間 令和4年12月5日(月)～令和4年12月9日(金)
- (7) プレゼンテーション 令和4年12月15日(木) 予定
- (8) 選考審査結果通知 プレゼンテーションから1週間以内

7 現地説明会

(1) 参加申込

現地説明会への参加を希望する者は、現地説明会参加申込書(様式第5号)を下記アドレスまで電子メールで提出することとし、メールの件名は「プロポ現地説明会参加申込(事業所名)」とする。また、電子メール送信後、電話にて受信確認すること。

E-mail:k-matamoto@vill.kuma.lg.jp

(2) 提出期限

現地説明会参加申込書の提出期限は、11月28日(月)午後5時までとする。

(3) 開催(集合)日時

令和4年11月29日(火) 午前11時～ (※2時間程度を予定)

(4) 開催(集合)場所

住所: 熊本県球磨郡球磨村大字渡乙880番地1 グラウンド仮設団地 みんなの家
(談話室)

※当日は、施設の周辺の指定のスペースに駐車すること。

- (5) 参加人数
2人以内とする。

8 質疑及び回答

(1) 質疑

- ① 実施要領又は仕様書に関する質疑がある場合は、質問書（様式第6号）に記載し、下記アドレスまで電子メールで問い合わせることとし、メールの件名は、「プロポ質問（事業所名）」とする。また、電子メール送信後、電話にて受信確認すること。

E-mail:k-matamoto@vill.kuma.lg.jp

- ② 電話及び口頭による質問や期限後の質問は、一切受け付けない。
③ 質問期限は、令和4年11月30日（水）午後5時までとする。

(2) 回答

- ① 質問に対する回答については、競争上の地位やその他正当な権利を害する恐れのあるものを除き、令和4年12月2日（金）午後5時までに球磨村ホームページに掲載する。
② 質疑に対する回答は、実施要領及び仕様書に対する修正又は追加とみなす。

9 企画提案書等の作成要領

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- ① 提案参加申込書（様式第1号）
② 会社概要（様式第2号）
③ 業務実績（様式第3号）
④ 実施体制（様式第4号）
⑤ 企画提案書（任意様式）

ア 企画提案書は、原則としてA4版とし、文字サイズは12ポイント以上とする。

記載内容によりA3版も可とするが、つづる際は、A4版に折りたたむこと。

イ 企画提案は、1者1案とし、提案趣旨を明確に示しまとめること。

ウ 企画提案書に記載を要する内容

- ・ 実施スケジュール
- ・ 導入する機器等の内容
- ・ 別紙、仕様書への対応内容
- ・ フィットネスマシンの配置イメージ図
- ・ フィットネスマシンの特徴等（操作性、安全性、メンテナンス面、ランニングコスト、省エネルギー、環境負荷軽減等）
- ・ トラブル発生（故障時等）のサポート体制
- ・ その他独自の提案等

- ⑥ 見積書及び内訳書（任意様式）

10 提出

提出期限 令和4年12月9日（金）午後5時までとする。

- (1) 提出部数 正本1部 副本6部（写し可）
- (2) 提出方法 郵送または持参すること。（業務時間外受付不可）
- (3) 提出先 熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地
球磨村役場 保健福祉課 地域包括支援係

11 辞退届の提出

提案参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届（任意様式）
- (2) 提出期限 10 提出（1）と同じ
- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出方法 10 提出（3）と同じ
- (5) 提出先 10 提出（4）と同じ

12 プレゼンテーションの実施及び選考審査結果通知

次のとおり、プレゼンテーションを行う。

- (1) 提出書類（企画提案書・見積書）、プレゼンテーションにより選考する。
- (2) 実施日 令和4年12月15日（木）
- (3) プレゼンテーションの時間指定は、届出順とし、時間は提案参加申込書に記載している連絡担当者に電話で連絡する。
- (4) 場所 球磨村役場 防災センター 会議室
- (5) プレゼンテーションは、対面で行うこととする。
- (6) 企画提案書に基づき、企画の要点・製品の特長等について説明を行うこと。なお、追加資料の提出及び配付は認めない。
- (7) プレゼンテーションへの出席は3名までとし、各自の持ち時間は30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。

13 審査の実施等

- (1) プロポーザル審査委員会の設置

審査委員は、副村長、総務課長、復興推進課長、保健福祉課長、保健福祉課主幹（福祉係・地域包括支援係担当）で構成されるプロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

- (2) 審査方法

審査は、審査委員会において、次のとおり実施する。

- ① 審査は、提出された企画提案書等の内容及び質疑を含むプレゼンテーションのそれぞれの内容について、審査委員会の審査委員それぞれが審査項目ごとに採点を行い、

それらを集計したものを得点とし、その得点が最も高いものを優先交渉権者として選考する。ただし、総合得点が、採点を行った審査項目の合計点の6割に満たないものは優先交渉権者として選定しない。

② 企画提案者が1者のみであった場合は、見積金額の採点を行わないものとし、当該企画提案者に係る審査項目の「見積金額」を除いた総合得点が、採点を行った審査項目の合計点の6割に満たないものは優先交渉権者として選定しない。

③ 総合得点が、同点の企画提案者が2者以上ある場合は、審査項目の「見積金額」を除いた総合得点が高い企画提案者を上位とする。

(4) プレゼンテーションに要する機材

本村にて、プロジェクター及びスクリーンを準備する。

(5) 評価項目

別表、「審査基準表」のとおり。

(6) 結果通知

参加者全員に、「プロポーザルの審査結果」をプレゼンテーションから1週間以内に発送する。

14 契約

(1) 契約書

村と交渉が成立した業者が協議のうえ、定めた契約書による。

(2) 契約保証金

球磨村財務規則（平成20年規則第7号）第75条の規定を適用する。

15 その他

(1) 企画提案書等の作成や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。

(2) 提出書類は、選考審査結果に関わらず返却しない。また、本業務における選考審査以外で使用しない。

(3) 提出書類は、球磨村情報公開条例に基づき、公開することがある。

(4) やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施できないと認める時には、中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用を球磨村に請求することはできない。

16 問い合わせ先

〒869-6401

熊本県球磨郡球磨村大字渡丙1730番地

球磨村役場 保健福祉課 地域包括支援係 担当：松本

TEL：0966-32-1112

FAX：0966-32-1230

E-mail：k-matamoto@vill.kuma.lg.jp

【審査基準表】

提案内容	評価ポイント	選定基準	配点(点)
1 業務の実績	・ 同種の事業実績やその成果について	①直近5年間に官公庁発注の業務の受注実績があるか	10
		①直近5年間に民間企業発注の業務の受注実績がある	
		③該当なし(加点なし)	
2 業務の実施体制	・ 支援体制	①機器の取り扱いに精通した従業員が3名以上いる	10
		②機器の取り扱いに精通した従業員が2名以上いる	
		③該当なし(加点なし)	
	・ 保守、サポート体制(故障時の対処等)	①故障等の連絡後、5営業日以内に対処可能	
②故障等の連絡後、10営業日以内に対処可能			
③該当なし(加点なし)			
3 業務遂行能力	・ 仕様書に示す条件との整合性 ・ 説明の明確さ、取組への意欲度、質問への応答状況	① 整合性がある	10
		② 整合性がない	
		③対応が、消極的・意欲的でない	
4 機器の性能	・ 使用対象者の範囲 ・ 安全性	①子ども(中学生以上)、障がい者、高齢者も使いやすく、安全である	40
		②子ども(中学生以上)、高齢者も使いやすく、安全である	
		③該当なし(加点なし)	
	機器を使用することでの効果	①提案機器の使用効果を検証したデータがあり、使用効果を確認できる資料がある	
		②提案機器の使用効果を検証したデータはないが、使用効果を確認できる資料がある	
		③提案機器の使用効果を検証したデータがない	
・ 機器(本体)の耐久性、経済性、メンテナンス等	①定期的なメンテナンスを行うことで、10年間は継続使用可能(消耗品を除く)		
	②定期的なメンテナンスを行うことで、5年間は継続使用可能(消耗品を除く)		
	③該当なし(加点なし)		
5 提案資料	・ 提案資料の見やすさ ・ 提案備品のイメージのしやすさ	①提案資料の見やすく、提案備品のイメージのしやすい	20
		②提案資料の見やすいが、提案備品のイメージはしにくい	
		③該当なし(加点なし)	
	・ 機器の将来的な活用を提案しているか ・ 魅力的かつ現実的な提案か	①機器の活用の提案が魅力的かつ現実的である	
②機器の活用の提案が現実的である			
③該当なし(加算なし)			
6 見積金額	・ 見積限度額の範囲(7,000,000円)未満であり、積算内訳及び根拠が示してあるか	①見積限度額の範囲内であり、積算内訳及び根拠が示してある	10
		②見積限度額の範囲内であるが、積算内訳及び根拠が示していない	
合 計			100